

南阿蘇村商工会

■約10ヶ月ぶりとなる 青年部の会議を開催 しました!

新型コロナウイルス感染症の影響により、村商工会青年部の全体会議も開催できない状態が続いていましたが、去る9月14日に今年度に入つて初めての全体会議を開催しました。前回の会議はオンライン上での会議だったので、集まつて会議するのも約10ヶ月ぶりとなりました。

これまで通常総会や県大会、夏祭りなど、様々なイベントがあつたため顔を合わせる機会も多かつたため、青年部一同、今回の会議をとても楽しみにしていました。

今回の議題は「阿蘇大橋の開通に伴うイベント実施について」がメインでした。来年3月に開通する予定となつている新阿蘇大橋。記念すべき開通を控え、地元の商工会青年部として何かできることはないかと部員同士でアイデアを出し合いながら検討をおこなつてきました。

前回の会議では、橋の上で綱引き・福男決定戦・橋コン・温泉ぶつかけ祭りなど、ユニーク

なアイデアがたくさん出ました。しかし、新型コロナウイルスの感染防止の観点から、3密を避けたイベントを企画する必要があつたため、今回の会議では、アイデアの出し直しを行いました。

感染防止対策を踏まえてのイベント企画となると、アイデアが出しが難しいかと思われましたが、次々と新しいアイデアが出されました。

お隣の阿蘇市では、二重峠トンネルの開通イベントが阿蘇市民限定で既に企画されています(9月27日)。

阿蘇大橋の開通イベントについては、これから様々な点について検討が必要になりますが、村商工会青年部の力を合わせてイベント実施まで準備していくたいと思います。



インターネット通販は、よくよく、慎重に!



最近、村内の相談内容にインターネット通販に関するトラブルが、とても増えています。

テレビショッピングや、ラジオショッピング、インターネットショッピングなどは、全部、通信販売と呼ばれるものになります。実は、これって、

クーリングオフと呼ばれる一定期間、無条件で契約を解除できる制度は適用されません。だから、事業者が独自に作った利用規約に、基本的には消費者が合せないといけないんです。だから、まあ、結構、強気、厳しめの条件を書いている事業者も多いですよ。ホントに注意してください。

先日は、お試し980円と思って歯磨き粉を注文したら、実は定期購入コースになつていて、5回は買わないと解約出来ないと利用規約に明記されていました。相談がありました。定価7,980円の物ですから、確かにお得感がありますが、安い値段で引き付けるのが、やり口です。だから、通信販売の申し込みは慎重にする必要があります。

注意するポイントは、特に

・1回限りの購入? 繰り返し購入になつていない?

・解約方法は? 条件や返品方法は?

などです。

考へてもみてください。健康食品や化粧品など、使ってみて合わないことがあるのに、定期購入をやめられない

と書いてある時点で、ちょっとおかしいなと感じてください、そして購入をやめる決断をしましよう。それには、

少し小さい文字で書いてあっても必ず、利用規約を読むことからはじめてですよ。



【お問い合わせ】

南阿蘇消費者相談室
TEL(67) 2244

相談日 火曜・木曜日
午前10時～午後3時
南阿蘇村役場総務課

高森町消費者相談室
TEL0967 (62) 1111
相談日 月曜・水曜・金曜日
午前9時～午後4時